平成２８年（フ）第９９７号
東京都調布市小島町３丁目16番地４メープルハイム203
債務者　大泉　貴子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９６６号
東京都立川市富士見町７丁目45番206号
債務者　澤井　博文
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９８１号
東京都小平市中島町34番４―708号
債務者　臼間野　攘
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４０４号
静岡県浜松市中区上島３丁目９番38号クレーバーマンション202
債務者　佐野　康二
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４４５号
栃木県宇都宮市鶴田町2371番地17　Ａハイム　Ａ11、前住所栃木県宇都宮市陽南２丁目12番11号　ラフォーレ飯島201号室
債務者　小澤　直樹
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２８年（フ）第４４号
川崎市川崎区浅野町１番６号
破産者　株式会社トウブ建設
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
川崎市川崎区浅野町１番６号
破産者　フットリース株式会社
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０１３６号
千葉県銚子市三崎町３丁目25番地
破産者　株式会社ミヤスズ
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１４号
名古屋市中区千代田２丁目14番18号
破産者　山田　光江
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９１号
神戸市長田区滝谷町１丁目３番７号
破産者　株式会社神栄商事
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０号
佐賀県唐津市原1525番地５
破産者　有限会社相葉合金所
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４６号
横浜市鶴見区向井町４丁目90番地１　シティウインズ・パークフロント705
破産者　井上　武根
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
川崎市川崎区小田栄２丁目１番８―1702号
破産者　井上　秀男
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
埼玉県ふじみ野市新田２丁目３番26号　アクティ上福岡１―506
破産者　小林　俊一
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第９３号
和歌山市野崎46番地24、開始決定時の住所和歌山市善明寺727番地の14　紀の川東洋台Ｃ―４―13
破産者　西本　行夫
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目11番２号　海上自衛隊１整補
破産者　二川　恵太
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
埼玉県本庄市東台１丁目５番20号　富士コーポ301、開始決定時の住所愛知県蒲郡市旭町５番22号　コーポあい301
破産者　藤村　明男
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部